

研究ノート

近世中期における福井藩松平家の奥向

—福井藩法を中心に—

柳沢美美子*

はじめに

1. 藩法にみる福井藩の奥向
 - (1) 福井藩の奥向関係法令
 - (2) 「広敷」と広敷向・奥向の職制整備
 - (3) 「女使」の開始と儉約令
2. 正室儀礼の制限と「表御錠口」の制度化
 - (1) 正室の住居「御守殿」
 - (2) 正室儀礼の形式化と「表御錠口」

まとめにかえて

はじめに

一般に大奥は、江戸城内にある幕府の大奥を指すものとされているが、畑尚子が指摘¹⁾したように近世後期では福井藩でも尾張藩徳川家、薩摩藩島津家などの大名家と同様に大奥の呼称を用いていた。このことは「(1820年)文政三庚辰年八月改」の「大奥女中分限帳」(画像1)により、14代治好代(在任期間1799~1825、以下同様)の後半には大奥の呼称が使われていたことが確認できる。また15代斉承代(1826~35)の側頭取の日記「少傅日録抄」でも次のように用いられていた。

(文政12年3月25日の条)

一、御菓子折、(松平定信)楽翁様へ大奥廻り被進之(朱書)(a)(以下、下線は筆者による)

(同年3月29日の条)

一、今日、(浅姫、斉承室、徳川家斉娘)大奥姫君様御住居向為見分²⁾、御年寄山岡との・関浦との・中年寄浜沢・表使等罷出候二付、於大奥御座之間御逢被遊候、(御付用人木曾七郎右衛門)木曾殿始も見分有之由(b)

ここでは大奥が、藩邸奥向にある正室の住居空間(b)の意味で使われるとともに、大奥という組織と役務(a)という意味でも用いられていた。すなわち「大奥廻り」とは、「菓子折」が福井藩大奥の役人によって調達・準備され、奥向を通して松平定信へ進上されたことを意味していた。

もちろん、幕府の大奥であっても、近世前期から一貫して大奥と呼ばれていたわけではなかった。「おく方」「おく」「奥」などと称されながら、寛文期(1661~73)に奥方と大奥が併用されはじめ、元禄・宝永期(1688~1711)に大奥にとって変わった³⁾とされている。それでは、福井藩ではいつごろからどのような状況において大奥の呼称を用い、そこでの広敷向・奥向の組織や職制はどのように

*福井県文書館副館長

表 向	奥 向			
儀 礼	表 方	奥 方[広敷・大奥]		
対 面	生活 重臣・側 近との 執務	広敷向	御殿向 [御守殿]	長局向
藩 政				
表殿舎		奥殿舎		

江戸城本丸御殿の呼び方

表	奥	大 奥
---	---	-----

図 福井藩の表向・奥向の概念図

- 注1 江戸城の表向と奥向の概念図（作成：柳谷慶子『新書版性差〈ジェンダー〉の日本史』2021年）に依拠して作成し、一部修正した。
- 2 ■は男性の空間、□は女性の空間を示す。
- 3 []内は一時的に用いられた呼称。
- 4 —は表御錠口、—は御錠口によって隔てられ管理されている。



画像1 「大奥女中分限帳」
松平文庫 A0143-01332

形作られてきたのだろうか。

福井藩の奥向については、これまで自治体史や女性史の先行研究において短く触れられることはあったが、歴史的な検討を加えられることはほとんどなかった⁴⁾。また『福井藩史事典』⁵⁾では、「大御奥」として奥向女中の職制や切米（給金）・諸手当、年中行事等を解説しているが、これは元福井藩士鈴木準道が大正期に記した「福井藩役々勤務雑誌」を編集したものであることから、主に幕末の様相を反映したものとみるべきだろう。家臣の禄高・格式等を記した給帳において、奥向女中の職制が窺われるものは7代綱昌代（1676-86）のもの⁶⁾があるが、詳細な内容を持つ15代斉承、18代茂昭の給帳⁷⁾および松平文庫（福井県文書館寄託）における奥向関係資料⁸⁾は、いずれも19世紀に入ってからのもので大半である。

本稿は、こうした資料的制約の中で福井藩の奥向関係法令を手掛かりにして、近世中期における福井藩の奥向をめぐる呼称、その組織や職制の成立について検討するものである。

ここでは奥向にかかわる用語を近年の先行研究⁹⁾に学び、下記のように整理した上で用いることとする（図）。福井城および江戸屋敷の空間を表向と奥向に大別し、表向は儀式・対面等を行う儀礼と藩政のための空間である。奥向をさらに表方と奥方とに分けて、奥向表方は藩主の日常生活と重臣・側近との日常の執務の空間、奥向奥方は藩主妻子の生活空間である。奥向のそれぞれの領域には、奥向表方に勤務する側用人・側頭取や小姓・近習番など男性役人、奥向奥方でその事務・会計・警備を行う広敷向の男性役人、奥向奥方において藩主・正室等に仕える奥向女中と、ジェンダーによって分けられた組織と役務が対応している。

また、藩法に併用されている「広敷女中」「大奥女中」の意味を読み解くうえで、正室の有無が重要となるため、表2では布達時の藩主と正室を補記した。表1とともに参照いただきたい。

表1 福井藩松平家の歴代藩主と正室

藩主 (院号、生没年、 在任期間)	父・母名 (備考)	正室 (院号、生没年、 婚姻年・離死別年)	父名 (備考)
1 秀康(浄光院、1574-1607、 1600-07)	徳川家康・万 (永見吉英娘)	鶴 (蓮乗院、?-1621、 1590-1607)	結城晴朝養女 (孫、水戸重道娘、 1607離縁、烏丸光広と再婚)
2 忠直(西巖院、1595-1650、 1607-23)	結城秀康・岡山 (中川一茂妹)	勝 (天崇院、1601-72、 1611-23)	徳川秀忠(1611北庄入興、24出府)
3 光長(慧照院、1615-1707、 1623-23)	忠直・勝	(土佐)	(毛利秀就娘)
4 忠昌(隆芳院、1597-1645、 1624-45)	結城秀康・岡山	花 (黄梅院、?-1623、 1619-23) 道 (慶寿院、?-1658、 ?-1645)	浅野幸長 (和歌山藩主) 広橋兼賢 (1636・37福井で出産、 1846出府)
5 光通 (大安院、1636-74、 1645-74)	忠昌・道	国 (清池院、1636-71、 1655-71)	松平光長 (1655江戸霊巖鳥屋敷へ 入興)
6・ 8 昌親(探源院、1640-1711、 1674-76) (吉品) (1686-1710)	忠昌・奈津 (浦上宗春娘)	万 (松桂院、1641-86、 1662-86)	森長継 (津山藩主)
7 綱昌 (清浄院、1661-99、 1676-86)	松平昌勝 (松岡藩主)・菊 (松 山藩主松平定行娘)	清(清照院、1663-1712、 1678-86)	昌親養女 (飛鳥井雅直娘、1700福 井へ引移、1712福井で逝去)
9 吉邦(昇安院、1681-1721、 1710-21)	松平昌勝 (松岡藩主)・知久 (秋 山安大夫娘)	梅 (陽寿院、?-1733、 1708-21)	吉品養女 (日野国豊娘、1719箱根 塔ノ沢へ湯治)
10 宗昌(豊仙院、1675-1724、 1721-24)	松平昌勝 (松岡藩主)・葉津 (中 根好貞娘)	菊 (梅林院、?-1712、 1697-1712)	小笠原忠雄養女 (小倉藩主、守山 藩主松平頼元娘)
11 宗矩 (徳正院、1715-49、 1724-49)	松平知清 (白河新田藩主)・(清 心院)	勝(照光院、1720-1743、 1733-43)	松平吉邦 (「家譜」では、初姫)
12 重昌 (源隆院、1743-58、 1749-58)	徳川宗尹 (一橋徳川家)・俊 (一 条兼香娘)	(品)	(徳川宗勝、尾張藩徳川家、婚約 のみ)
13 重富(隆徳院、1748-1809、 1758-99)	徳川宗尹 (一橋徳川家)・遊歌 (細田氏娘)	致 (光安院、1750-94、 1763-94)	徳川宗将 (和歌山藩徳川家)
14 治好(威徳院、1768-1825、 1799-1825)	重富・致	定(麗照院、1767-1812、 1787-1812)	徳川宗武 (田安徳川家)
15 斉承 (天梁院、1812-35、 1826-35)	治好・寿満 (千種竜沢娘)	浅 (松栄院、1803-57、 1819-35)	徳川家斉
16 斉善 (諦観院、1820-38、 1835-38)	徳川家斉・伊登 (高木広充娘)	(昌宮)	(閑院宮孝仁、婚約のみ)
17 慶永 (-、1828-90、 1838-58)	徳川家斉 (田安徳川家)・連以 (木村政辰娘)	勇 (-、1834-87、 1849-87)	細川斉護 (熊本藩主、1863-70在福 井)
18 茂昭 (-、1836-90、 1858-71)	松平直春 (糸魚川藩主)・若枝 (田辺氏娘)	(賀代) 幸 (-、1849-77、 1868-77) 幾子 (-、1858-1911、 1879-90)	(松平斉裕、徳島藩主、婚約のみ) 久我建通 広橋胤保

注)「越前松平家系図」「福井市史」資料編4、1988年による。「家譜」(越葵文庫)、『徳川諸家系譜』2・3・4、1974年・1979年・1984年で補った。

表2 福井藩法における奥向関係事項

年 [藩主・正室]	月日	法令名	奥向・女中等関連の記述
1663年(寛文3) [光通・国]	6.5・6	太鼓門女出入定・切手門女出入定・本丸并二ノ丸女出入定	城下へ乗物にて通る際、下女、局、召仕の女などそれぞれに対し、またはその組合せによって門番所での手形改の有無を規定
76年(延宝4) [昌親・万]	7.1	江戸屋敷女中等通方触	「女中并比丘尼・こぜ(替女)」の門通行には、以後証拠判が付添人が必要
76年(延宝4) [綱昌・-]	9.25	奥方へ御機嫌伺定	表題は「御前様江定」。正室へ機嫌伺ができる家臣を限定し、年寄中を除いてその際の吸物・酒等の接待を禁止。里付藤田加左衛門が仲介している
1719年(享保4) [吉邦・梅]	12.16	太鼓門定書・切手門定書	「女中」が駕籠乗物并歩行で門を通る際には往復とも「附々断」のある場合のみ通す
28年(享保13) [宗矩・-]	6.13	御機嫌伺書状等簡略定	「江戸表女中様方、京都朋姫(8代吉品娘、烏丸光榮室)様」へ家老中よりの書中での機嫌伺等は無用
60年(宝暦10) [重富・-]	12.11	諸向儉約令	「近習役方」へ 「大奥女中」よりの御用の品の申し出のうち、「御身分江掛り候御用之分」は夫々役方にて取り扱うべきであるが、その外は一切取扱い禁止 嶋田清左衛門(近習締り役)へ申談取扱うべきこと 「女中」の霊岸島屋敷への召連れは追々中止するべきであるが、当面これまでの半分とする。各々より「老女」にも申し聞かせおくこと
61年(宝暦11) [重富・-]	3.29	付衆・広敷半知達	「御広敷」(江戸詰) 「御広敷女中」の儀は格別であるとしてこれまで借米を仰せ付けることはなかったが、この度江戸歩割合のとおり少々借米を仰付らる
68年(明和5) [重富・致]	10.29	嚴重儉約筋心得方達	用人松平要人へ 「大奥」への紀伊様・民部卿(一橋)様招請の際の取扱は随分事軽に。 「大奥へ御取扱之事、糺町・一橋を始一通り之儀」5か年間中止。 江戸表において大奥へ来客の際、廊下向・道筋へ燭台差出を中止御奉行へ 「奥向」より御進物は5か年の内中止。「大奥」よりの代参時、「御代参」の分のみ駕籠でそれ以外は歩行で 「一橋へ御附之面々并奥向女中」は格別であるので、少々借米(乳持3人を除く)。「此表御広敷女中」は1年遅れで4年間借知 「御広敷女中支配」へ 「大奥」への紀伊様・民部卿様招請の際の取扱は随分事軽に。「大奥へ御取扱之事、糺町・一橋を初一通り之儀ハ五ヶ年之内御断」。 「奥向女中」へも少々借米(乳持3人を除く)。「此表御広敷女中」は1年遅れで4年間借知。「御前様へ御進物之儀」5か年の内中止
70年(明和7) [重富・致]	4.17	格別儉約中心得方達	中老へ 「御前様御膳所御表与御一所ニ可相成事」 御前様御附重役高橋平之右衛門へ 御前様の分料金が近年増大しているが、最初に決めた通り2500両とすべきである。御前様の一橋両方様等への年始は干鯛1箱ずつ、年寄役女・広敷役方への被下物は一切中止。これまで月々奥老女が勤めてきた寺への代参は中止 老女中へ 一橋家はじめ他大名へは年始のみ干鯛箱の祝儀を老女中御使か文使によって取替し、これ以外の五節句・暑寒・吉凶ともにすべて進物取替中止。被下物は年始とも一切中止。年始の一橋家はじめ他縁戚大名からの女使への馳走は一汁三菜等に限る。御前様からの年礼も同様とし、「年寄初役女惣中」・広敷役方への被下物も一切中止 「奥女中・御年寄初末々迄」暮方・着類については、別紙「女中着類之御定」の通り

79年（安永8）	10.30	御守殿・御錠口扱方定	御前様への恐悦を申上る際、「御守殿」御広間へ中老・傳役・用人・御側一所に罷出で取次を申上ってきたが、以後は「大奥」御広座敷へ罷り出、詰合之御年寄・両御附一人ずつ呼出申上げるべきこと。江戸・御国とも御目見や人払御用で藩主御前へ参上する際「表御錠口御杉戸」を開いて通行すべきこと、およびその管理
[重富・致]			
80年（安永9）	7.10	諸向嚴重儉約締方達	広敷御用役へ 江戸・御国2か年の御定金を226両余とする。女中道中支度金は吟味の上割引（削減）すること。右趣老女中へ申聞かすべきこと
	8.17	諸向格別儉約令	用人へ 「大奥」へ田安・清水・一橋・糺町（紀伊徳川家）・西御殿・桜田より女使御断、御文にて済ますこと 広敷用人へ 同上。「大奥向・御広敷向之儀」は表方ではわかりがたいこともあるので、広敷用人夫々取扱うべきこと
[重富・致]			
87年（天明7）	3.17	格別形合改革ニ付諸向勤方規定	中根九右衛門（広敷用人）へ 御前様御分量金の500両削減。「広敷女中」道中、以後一立にて同宿一軒とする。野廻りに御出での際に女中が罷り出ることを禁止。霊巖島屋敷への召し連れる「女中并御供女中」は、ぜひ召し連れねばならない分ばかりとする（治好室定姫も同様）
		格別形合改革ニ付中老以下勤方規定	中根九右衛門（広敷用人）へ 「広式女中并御広式向、以後人割書付相渡候」 「御広式女中御人数之定」メ23人 「内御国江勤番」メ5人 御国抱メ4人 江戸・御国中都合人高27人 若殿（治好）様附女中、定姫様附女中、以後御相合御人少なに仰付らるる筈
[重富・致]			
1803年（享和3）	閏1.23	広敷呼称ニ付達	これまで御前様住居を「御守殿」と称する向きもあったが、以後「御広敷」と称する
[治好・定]			
04年（文化元）	9.23	江戸屋敷儉約令	鈴木新八郎（御奉行）へ 「大奥女中」御暇等の吸物・酒等、諸手当のうち餅米を1割減。 「大奥」へ家中子供が上った際の料理は以後1汁2菜に
[治好・定]			
24年（文政7）	4.28	奥向儉約定	若殿（斉承）様「大奥」の儉約（大奥御寝の際は格別とする）
[治好・-]			
29年（文政12）	8.9	女中衣服定	省略年限中の奥向女中の職制毎の服制に関する定。年寄・若年寄・表使・右筆・三ノ間・中居に言及
[斉承・浅]			
39年（天保10）	10.29	家中諸賄省略方達	側用人・御奉行へ 「広敷女中」宛行3か年半減、「大奥女中」への被下物・代参の際の茶代中止 広敷用人へ 「大奥女中」への被下物・代参の際の茶代等中止
[慶永・-]			
42年（天保13）	4.6	江戸屋敷儉約令	側用人へ 大奥向進物・被下類を公辺格別の仰せもあり差略に御奉行へ 「奥向」入用の油の増渡の中止 広敷用人へ 法事の際の女中への賄（重詰等）の中止
[慶永・-]			
50年（嘉永3）	3.23	大奥服柄定	「大奥向」の儀も城勤のほかは家中同様木綿・紬を着用（これまでの分はそのまま着用、新調分から追々改めるよう）
[慶永・勇]			
54年（安政元）	4.14	大奥向等省略方達	幕府への献上物（御前様よりの物を含む）を5か年間中止。 「大奥女中之儀も過分御人減ニ相成」
[慶永・勇]			
63年（文久3）	10.9	大奥奉公ニ付触	家中の娘どもで大奥奉公を願う面々は、広敷用人まで申出ること。親々の格式に准じ、後家にも30歳までは召し抱える。奉公中縁付いた時には御下げられる筈。勝手向不如意の面々には年賦拝借を仰付ける
[茂昭・-]			

注)「法令名」は、『福井市史』資料編6上・下による。

以下、1(1)では福井藩の奥向に関わる藩法を整理し、(2)で「広敷」の呼称と「広敷女中」を管理する広敷向の体制および奥向女中の職制、(3)幕府大奥への「女使」の開始と次第に具体的に奥向緊縮の様相について検討する。さらに2では、(1)正室住居を指す「御守殿」の呼称が用いられた時期、(2)正室と重臣との儀礼の変容と「表御錠口」の制度化について考察する。

1. 藩法にみる福井藩の奥向

(1) 福井藩の奥向関係法令

ここでは福井藩が布達した諸法令を集めた『福井市史』資料編6(上・下2巻)を手掛かりに、福井藩の奥向をめぐる呼称や組織の変化をみていこう(表2)。なお、『福井市史』資料編6は、江戸時代に藩が編纂した法令集の翻刻にたよらず、多くの法令が収められている「家譜」¹⁰⁾と町在に残る地方文書からあわせて1,489点の法令を収載した資料集である¹¹⁾。

まず、福井藩法における奥向関係法令の概略を確認しておく。福井藩では、幕府の広敷向役人の勤務規定である奥方法度、奥向女中に対して出された女中法度¹²⁾にあたる法令はみいだせなかった。女中法度に準ずるものとしては、定書や達書として関係役向に指示されたものではないが、奥向女中の起請文5点の前文がある。これらはおおむね嘉永期(1848~54)から明治初年まで用いられたものであり、それぞれの職制に応じてその前書に異なる部分があるため職務内容やその心得を知ることができる¹³⁾。

さらに福井藩では奥向に関して単独で定めた法令は少なく、その最初のもは正室への家臣の機嫌伺とそこでの饗応について定めた延宝4年(1676)の「奥方へ御機嫌伺定」であった(表2)。「御前様江定」と題されたこの定書は、7代綱昌(1676~86)の正室清姫に対して機嫌伺に参上できる家臣を、年寄、奏者番、番頭、奉行、小姓頭、横目、留守居、医師等に限定したもの¹⁴⁾であり、家臣と正室との直接の対面を制限するものであった。もうひとつの条項は、年寄中¹⁵⁾を除いて吸物・酒等の饗応を禁止しており、儉約令の側面も持っていた。その後の奥向についての単独法令は、おおよそ100年後の安永8年(1779)「御守殿・御錠口扱方定」であった。これについては、2(1)・(2)で検討したい。

その一方で宝暦期(1751~64)以降にたびたび発せられた儉約令の中には、少なからず正室や奥向にかかわる条項が含まれていた(表2)。

当時、地方知行制を残していた福井藩¹⁶⁾では、あわせて土地の生産力以上の石盛がなされ、年貢率を下げざるをえない「薄免」の土地が多く財政的に不安定であった。そのため歳入不足を補填する方途として、元禄7年(1694)以降藩士の給禄を借り上げる「借米」が恒常化していった¹⁷⁾。とくに13代重富代(1758~99)に入った宝暦11年(1761)からは、「半知」(借用率50%)という厳しさをたびたび実施された。その前年11月の「諸向儉約令」では、宝暦9年の諸経費を半減させるという具体的な目標を掲げて、各役向や担当者ごとに厳しい指示が与えられた。その中ではじめて「大奥女中」に言及する条項が登場する。

一大奥女中ノ御用之品申出候節、御身分江掛り候御用之分ハ夫々役方ニ而其筋を以取扱可申事ニ候、其外之儀者一切取扱申間敷事¹⁸⁾

これは直接には近習役に指示されたものであるが、大奥女中から申し出た品のうちで松平家の「身分」(格式)に関わるものであれば、それぞれの役方で取り扱うべきであるが、これ以外は一切取り扱ってはならないとしている。別に近習締り役¹⁹⁾の嶋田清左衛門と相談して取扱うべき事項として、藩主重富が霊岸島中屋敷に入る際に召し連れる奥向女中をこれまでの半分にすべきことが挙げられた。他方、重富の生家である一橋徳川家家老や用人への献上金の年額や進物とともに、母遊歌への献上金(年額30両)が定められた。

この時点で18歳の重富は未婚であったので正室付女中はおらず、一橋家から従ってきた御付女中を指して一橋家の呼称を踏襲し「大奥女中」と称したと考えられる。こうした一橋家大奥からの影響については、同じ一橋家から入った先代重昌を例に1(3)で検討する。

(2)「広敷」と広敷向・奥向の職制整備

翌宝暦11年(1761)3月には、「御家中末々迄」に対して以後3年間の借米(半知)が達せられ、藩主の「御附衆」と「御広敷」に対しても申渡しがあつた。藩主「御附衆」と「御広敷」の「広敷女中」はそれまで「格別之儀」であるとして半知の対象から除外されていたが、この達書によってそれがなくなったのである。「御広敷」に関する部分は以下の通りである。

御広敷

御勝手必至之御指支誠ニ被成方も無之ニ付、^(宝暦13年) 来ル未年迄三ケ年之間御家中末々迄過分之増御借米被仰付候、年来御借米被仰付置一統困窮至極之段、甚御苦勞ニ被思召候得共不被得止被仰付候、御広敷女中之儀者格別之儀候間、是迄御借米被仰付候儀者無之候得共、此度之儀者右之趣共ニ付御充行之内、乍難儀江戸歩割合之通少々御借被成候、何分ニも致勤弁取統被相勤候様ニ可申渡旨被仰出候²⁰⁾

ここでは奥向表方に勤務する男性役人の「御附衆」と対になる奥向奥方を「広敷」と称し、その主な構成員である「広敷女中」に言及している。藩主重富は依然未婚であったので、この達における「広敷女中」は藩主付女中を指している。

大名家の中には、広敷の用語を幕府のような「大奥勤務の男性役人が詰めていた場所」²¹⁾という意味ではなく、奥向表方あるいは奥方として用いていた例がある。たとえば、藩主付女中(「表局」)が勤務する奥向表方を「御広敷御居間」と呼んできた鳥取藩池田家の例²²⁾や奥向奥方を広敷と呼んだ広島藩浅野家の例²³⁾である。この2例はいずれも幕末の例であるが、尾張藩徳川家では元禄期に奥向奥方を広敷と称していた²⁴⁾ことが明らかにされている。この尾張藩と同様に福井藩でも宝暦期(1751~64)には奥向奥方を広敷と呼んでいたと考えられる。ただ、この法令だけでは十分論証できたとはいえず、今後も検討が必要である。

次に致姫(紀伊藩徳川宗将娘)との婚姻が済んだ明和5年(1768)の「嚴重儉約筋心得方達」をみてみよう(表2)。翌年からの5か年嚴重儉約のために出されたこの達の中で「御奉行」(他藩では勘定奉行にあたる)へ渡された書付では、紀伊藩徳川家・一橋徳川家と「大奥」との間の招請や進物等の儀礼は、軽減あるいは5か年間中止とされた。借米については、「一橋御附之面々并奥向女中」(乳母は除く)は、格別であるので少々宛とし、在国の「此表御広敷女中」については一年遅れて

実施するとされた。借米を減額された「一橋ヶ御附之面々」は一橋家から付けられた近習、「奥向女中」は正室致姫付女中を指し、在国の「広敷女中」は藩主在国時の重富付女中と考えられる（在府時の藩主付女中の呼称は不明）。

このように重富代において藩主付女中を「広敷女中」と呼ぶのは、その後天明7年（1787）の二つの勤方規定においても同様であった。そこでは広敷用人に対して参勤交代で藩主付女中が同道する際には「一立」（まとめて同時に出発）とし、宿を同宿一軒とすることを命じていた。あわせて野廻りの際に女中を召し連れることを禁止しており、福井藩では18世紀後半まで鷹狩などの野廻りに藩主付女中を同行することがあったことがわかり興味深い。

なお、藩主付女中を「広敷女中」と称する²⁵⁾のは、17代慶永襲封直後の天保10年（1839）の「家中諸賄省略方達」（表2）においても同様であった。この時点で慶永は12歳で未婚であったが、「大奥女中」という呼称が併用されているのは、田安德川家から付き従ってきた御付女中がいたからだろう。

正室付女中については、「奥向女中」「大奥女中」が併用されながら、17代慶永と勇姫との婚姻（嘉永2年）を経た後の嘉永3年の「大奥服柄定」から藩主付女中と正室付女中をあわせて「大奥女中」と総称するようになったと考えられる²⁶⁾。

ところで奥向奥方の組織を考える上では、明和5年（1768）の儉約令において「広敷女中支配」²⁷⁾が存在していたことは重要である。貞享2年（1685）以降の福井藩の主要役職者を一覧にした「諸役年表」²⁸⁾によれば、「広敷女中支配」はすでに明和元年から置かれていた。その広敷向の長官として「大奥一切の事務に関し、取締を為し、会計事務監督」²⁹⁾する広敷用人も、少し下の安永9年（1780）に「広敷御用役」を改称して設置³⁰⁾され、幕末まで継続していた。このように福井藩では明和・安永期（1764～81）に藩主付の「広敷女中」を管理する体制が形作られていたといえよう。

奥方の女中組織についてはどうだろうか。寛文3年（1663）の定書で下女や召仕の女の上に「局」が置かれていたことがわかる（表2）。その後では貞享3年（1686年）春改めの綱昌給帳から、上臈、局、介添、中臈を含む32名の御前様付女中が知られる³¹⁾。

同じ徳川家の一門大名である松江藩松平家について、石田俊は寛文9年（1669）に藩主松平綱隆娘（玉簾院）が久留米藩に嫁いだ際に御付女中の上位に上臈・局・介添の三職がいたことを紹介し、この後18世紀前半から半ば以降、「奥向の中心は三職から老女へ移っていった」³²⁾ことを示した。

福井藩でも、1(3)でも論じるが一橋家から養子に入った重昌には、寛延元年（1748）に年寄崎尾・八十田、若年寄村瀬のほか中臈1、表使1、右筆1、御次が付けられ、明和7年「格別儉約中心得方達」でも年寄のほかに「役女」と総称される役職があったことがわかる。

その後、天明7年（1787）「格別形合改革二付中老以下勤方規定」（表2）では、広敷用人に対して以下のように広敷（広式）女中の職制と人数が示された。

御広式女中御人数之定

一御年寄	二人	一御者方	一人
一若年寄	二人	一御中臈	二人
一御錠口	二人	一御右筆	一人
一表使	二人	一御次	二人

一呉服之間 二人 一御三之間 二人
 一御使番 一人 一御末頭 一人
 一御中居 一人 一御末 二人

ノ式拾三人³³⁾

このうち「御国江勤番」は、年寄1、御者方1、中臈1、御錠口1、使番1(御末兼任)の5人とされ、これ以外に「国抱」として御錠口介1(表使介共に)、御次1(呉服之間兼任)、呉服之間1(三之間兼任)、使番1(御末兼任)の4人を加え、江戸屋敷・福井城の奥向女中は計27人とされた。

次の条項には「於江戸表、御目見以下之女中御指支有之筈ハ、御前様方介合相勤候様被仰付候、依之介相勤候者へハ吟味之上失脚金少々可被下事」とあり、ここでの「^(マ)広式女中」が藩主付女中を意味し、正室致姫付の女中は含まれていないことがわかる。

儉約のためにぎりぎりに規模を縮小したかたちだが、御者方を除いて幕末まで福井藩の奥向女中の職制の基本となる年寄、若年寄、中臈、御錠口、右筆、表使、御次、呉服之間・三之間・使番・末頭・中居・御末という職制が天明7年頃までにおおよそ整っていたとみていいだろう。

(3) 「女使」の開始と儉約令

次に江戸幕府大奥との交流を担った「女使」についてみていこう。將軍家や縁戚大名家への儀礼のために使者を務める奥向女中の役務は、「女使」「表使」と呼ばれた。慶永(春嶽)の明治期の回想「幕儀参考稿本」では「表使ハ、大奥中ノ表役人ナリ。権威頗ル盛大ナリ」³⁴⁾と記している。これは直接には幕府大奥についての叙述ではあるが、福井藩においてもその役割は「奥向の表役にて登城を為し、照会を為し、また、諸侯方杯へも御使に罷出掛合事を為す」³⁵⁾要職とされた。

とりわけ幕府大奥への「女使」は、「御三家・御三卿のほか、將軍姫君が嫁いだ大名家など、將軍家と由緒の築かれた家のみ許された権威的な儀礼務め」とされ、仙台藩伊達家の幕府大奥への「女使」の派遣は、2代藩主となる伊達忠宗が將軍秀忠の養女振姫を正室に迎えたことが契機となったという³⁶⁾。薩摩藩島津家でも3代藩主島津綱貴の娘亀姫の近衛家との縁組がきっかけとなり、宝永期(1704~11)から幕府大奥との継続的な女使が開始されたとされる³⁷⁾。

これに対して福井藩から幕府大奥への女使の派遣は、「家譜」でみる限り寛延2年(1749)12月の12代重昌の襲封が契機となっていた。この時重昌(於義丸)は数え7歳で一橋徳川家初代宗尹の嫡男、前將軍徳川吉宗の孫であった。將軍の甥であり存命の大御所の孫であるという親族関係³⁸⁾の濃さと、幼少のため大奥御錠口の内まで駕籠で入れたことで、幕府大奥との結びつきを一気に深めることになった。

加えてこの養子縁組は前代宗矩が正室勝姫の死去後も再婚せずに將軍家一族から養子を迎えることで家格再興を果たそうとした成果でもあった³⁹⁾。

重昌の江戸城表向への初登城は、元服直前の宝暦5年(1755)3月であったが、本丸大奥への初登城ははるかに早く、養子縁組が決まり福井藩常盤橋上屋敷へ引き移った翌年、寛延元年(1748)4月のことであった。年始御礼を名目とした大奥への登城のようすは、かつては元になる記録があったようで「家譜」に比較的詳しく記載されている。

この時、6歳であった重昌は、江戸城平川口御門から広敷御門へ、さらに広敷玄関まで年寄が乗り添えて駕籠で入った。式台下板の間には広敷番頭が出迎え、下男が受け取って駕籠のまま御錠口から入り、その後は末女中の取扱いで御錠口内御座敷まで入った。その後大奥対面所で將軍家重と後の家治に御目見した。その際の介添は一橋家大奥の年寄室田が行い、福井藩の年寄は縁頼（控えの間）に詰めていたという。なお、將軍からの銀拝領の記録から福井藩松平家の奥向には年寄崎尾・八十田、若年寄村瀬のほか中臈1、表使1、右筆1、御次が置かれていたことがわかる⁴⁰⁾。翌月には、同様にして西の丸の大奥へも登城し大御所吉宗にも御目見した。

こうした年始御礼のための大奥への登城では、8歳となった寛延3年から駕籠で入れるのは平川口御門から上梅林の内切手御門外までとなったが、元服前年の12歳となる宝暦4年（1754）まで継続⁴¹⁾された。享保6年（1721）の幕府の奥方法度で奥への幼少男子出入りは9歳までと定められ、その後定式化した⁴²⁾とされているが、重昌の大奥登城は例外的な措置だったのだろうか。

大奥初登城の翌年寛延2年（1749）2月には「尾張殿息女」（品姫）との縁組についての將軍の「内意」が大奥女中によって伝えられた（正式な婚約は寛延3年11月）。その調整と、10月に宗矩が没した後の重昌の家督御礼が幕府大奥への「女使」を開始する契機となった。

福井藩では、今後こうした儀礼を「女使」でも行いたい旨を幕府に伺い、あわせて大奥老女中に対しても「一橋御年寄室田を以大奥江承合」を経たうえで12月、重昌付老女が使いとなって諸品の目録を献上し、酒肴を差し上げた⁴³⁾。

こうして開始された「女使」による儀礼は、翌寛延3年では表3のようになる。本丸と西の丸大奥への女使は、前述のように重昌の婚約があったため、1年で9度に及んだ。このうち年始と歳暮以外は「内証」として内々に行われたものであり、將軍（家重）・大御所（吉宗）・大納言（家治）への女使は、すべて藩主付年寄の崎尾と八十田の2名が勤めていた。このうち崎尾は一橋家から付けられた⁴⁴⁾年寄であった。

もちろん表向の男性役人からは、太刀・馬代、国産の鱈など、定期の贈答や文通がこれと同等以上に行われており、双方合わせた経費の増加は相当なものであったと推測される。

宝暦8年（1758）に重昌が16歳で死去した後は、再び一橋徳川家から13代重富が11歳で養子となり襲封し、寛政11年（1799）まで42年間という長期にわたって在任した。この間に藩職制等が「俄ニ公儀ノ風ト相成」ったとする後の回想⁴⁵⁾もあり、奥向も少なからず一橋家奥向の影響を受けたものと考えられる。

一方先に1(1)で述べたように、重富代は当初から厳しく具体的な儉約令が奥向にも及んでいった時期であった（表2）。藩主重富と正室致姫の御膳所を統合する「御一所」（明和7年）や、若殿の治好付女中と、婚姻が予定されていた定姫付女中とをあらかじめ「相合」とする、すなわち双方に仕えるようにするという緊縮策（天明7年）が採用されていった。こうした御付女中数の削減と並行して安永9年（1780）には縁戚大名への「女使」が中止された（表2）。

19世紀に入ると齊承が將軍家齊娘の浅姫と縁組したことで奢侈の風が一層高まり、そのための財政の窮迫から文政7年（1824）以降では、直接奥向のみを対象とした儉約令が出されるようになる（表2）。御付女中の統合については、冒頭で紹介した文政12年（1829）に浅姫が霊岸島中屋敷類焼後に常盤橋

表3 寛延3年(1750)の福井藩主松平重昌(於義丸)からの女使による贈答・文通

月日	出来事	女使・文等		
		将軍	吉宗	家治
1. 1	老女中奉文(年始、鏡餅1飾・干鯛1箱・樽1荷拝領)	御礼、女使崎尾	御礼、西の丸へ女使八十田	
1.29	機嫌伺(将軍増上寺参詣から還御)	[内証] 本丸老女中へ文		
2.13	山王札守1通・干鯛1箱献上(年賀)	将軍より女使への拝領物あり。本丸老女中へ御礼(文)		
3. 6	老女中奉文(3.15大奥登城いたすべく)	御礼(文)	御礼(文)	御礼(文)
3.15	(本丸大奥登城)	(各御付老女中はじめ惣女中へ贈物)		
3.16	本丸大奥登城御礼	各御付老女中へ御礼(文)		
3.25	西の丸大奥登城の書付への御礼	各御付老女中へ御礼(文)		
3.27	(西の丸大奥登城)		御付女中へ贈物	
3.27	西の丸大奥登城御礼	各御付老女中へ御礼(文)		
4.20	機嫌伺(将軍寛永寺参詣から還御)	[内証] 本丸老女中へ文		
5. 4	老女中奉文(端午、時服5、干鯛1箱拝領)	[内証] 御礼、女使八十田 将軍より年寄崎尾・八十田へ拝領物		
7.15	老女中奉文(中元、蓮飯1飾・鯖1箱、樽1荷拝領)	[内証] 御礼、女使崎尾	[内証] 御礼、西の丸へ女使八十田	
9. 4	老女中奉文(重陽、時服3、干鯛1箱拝領)	[内証] 御礼、女使		
11.28	尾張殿息女と於義丸との縁組違	[内証] 御礼、女使	[内証] 御礼、女使	
12.11	縁組仰出らるにつき御礼	[内証] 御礼、鮮鯛1折、女使八十田	同献上女使崎尾 拝領物につき御礼(文)	同献上女使八十田
12.19	機嫌伺(寒中)	[内証] 国産干鰯 5枚1箱献上、女使崎尾	同献上女使八十田	同献上女使崎尾
12.22	歳暮祝儀	干鯛献上、女使 女使へ拝領物、御礼(文)	女使へ拝領物、御礼(文)	女使へ拝領物、御礼(文)

注)「家譜」59、越葵文庫、A0150-01067による。

上屋敷に引き移った9月から齊承と若殿(於義丸)・菊姫(齊承娘)・謹姫(齊承妹、後に阿部正弘室)の半下女中を分かつた、総数12人で勤めることとした⁴⁶⁾。さらに幕末に勇姫が福井城へ引き移った文久3年(1863)7月の春嶽(慶永)・勇姫・安姫の各御付女中の構成⁴⁷⁾、明治2年(1869)の茂昭・幸姫、春嶽(慶永)・勇姫の各御付女中の構成⁴⁸⁾をみると、幸姫・勇姫には雑用を担う末頭・中居・使番・半下が付けられていない。このように幕末では藩主付・正室付女中のうち下女系列⁴⁹⁾の女中を統合することは常態化したと考えられる。

2. 正室儀礼の制限と「表御錠口」の制度化

(1) 正室の住居「御守殿」

また江戸中期の福井藩では奥向女中の呼称のみならず、正室の住居にも幕末にはみられない表現が用いられていた。すなわち安永8年(1779)の「御守殿・御錠口扱方定」⁵⁰⁾では、正室を「御前様」と呼び、その住居を「御守殿」と称していた。その後享和3年(1803)の達書によって、それまで

「御守殿」と呼ぶことがあった正室住居の呼称を以下のように「御広敷」に変更した（表2）。

是迄御前様御住居を御守殿与称し来候向も有之候、以来御広式と相唱候様被仰出候、左様可被相心得候⁵¹⁾

この時点の藩主は14代治好（極官は正四位下）で、正室は定姫（田安德川宗武娘）であった。一般に「御守殿」は、將軍の息女で三位以上の大名に嫁した者、またその住居⁵²⁾とされるが、畑尚子によれば、將軍家光の実子千代姫から「御守殿」の称号が与えられ、家治の代（1760～86）までは婚家の家格にかかわらず御守殿と称された⁵³⁾とされる。これに対して福井藩では正室が將軍の娘でなくとも「御守殿」の呼称が藩法や「家譜」に散見される（下記はいずれも「家譜」による）。

（正徳3年6月29日の条）

一、六月廿九日、常盤橋御屋敷御守殿御普請御出来ニ付、梅姫様御移徙御祝儀有之^{（吉邦正室）}

（元文3年正月18日の条）

一、正月十八日朝六半、勝姫様、靈巖島御屋敷（宗矩正室、勝姫）常盤橋御屋敷江御引移、初姫様御守殿ニ而御見立之御料理被進之

（元文3年正月28日の条）

一、同日、為御舅入松平大膳太夫宗広様江九半時御出被成、勝姫様御守殿ニ而三献之御祝有之とくに元文3年（1738）正月の条では、長州藩主毛利宗広に嫁す勝姫（10代宗昌娘）に対して、常盤橋屋敷の11代宗矩正室初姫（勝姫、吉邦娘）の住居「御守殿」において送別の饗応があったことが記され、同月28日の宗矩が毛利宗広のもとに出向いた「御舅入」の祝儀においては、毛利方の「勝姫様御守殿」で行われたと記されている⁵⁴⁾。すなわち福井藩の正室住居のみならず、毛利家の正室となった勝姫の住居も同様に「御守殿」と呼んでいたことになる。

ただ編纂物である「家譜」の資料引用以外の部分には、編纂時点における常識や表現が入り込んでいる場合が少なくない⁵⁵⁾。これを検証するため、ほぼ同時代の資料である「御家譜御下書之草案」によって正徳3年（1713）に常盤橋上屋敷を拝領した際の記事をみてみよう。そこでは6月29日の梅姫の「御守殿」移徙には触れられていないが、翌4年に「御居間・御守殿・表御門、段々当年二月迄ニ出来」とあり、18世紀初めには正室の住居の御殿向を「御守殿」と称していたことが確認できる。

尾張藩徳川家でも4代徳川吉通（1689～1713）の正室輔姫（九条輔実娘）の殿舎について「御守殿」の呼称が使われた例⁵⁶⁾がある。近世中期においては「御守殿」は將軍の娘に限らず、公卿や御三家の娘であっても、また婚家が福井藩のような三位以下の大名であっても用いられていたと考えられる。

福井藩では享和3年（1803）の達以降、正室住居に「御守殿」の呼称は用いられなくなったようだが、かわって用いるべきとされた「広敷」について、これ以降正室住居の意味で広く用いられたかどうかは疑問である。少なくとも翌文化元年（1804）以降の儉約令においては正室住居の意味で「広敷」が用いられたとはいいいがたい。19世紀以降の正室住居の呼称については今後とも検討していきたい。

(2) 正室儀礼の形式化と「表御錠口」

一方、安永8年(1779)の「御守殿・御錠口扱方定」では、下記のように正室への機嫌伺や年始・節句等の際の挨拶の場所や作法とともに、「表御錠口」の取締り方が定められた(表2)。この「表御錠口」は、奥向表方・広敷と奥向奥方との間にある「御錠口」ではなく、表向と奥向表方との間の境界にあった。

一御前様江都而恐悦申上候節、御守殿御広間江御中老・御傅役・御用人・御側一所ニ罷出、御取次迄申上来候所、左之通書付を以仰出

一恐悦事

一御機嫌伺之事

一年始・五節句

右之節是迄御家老・御中老・御傅役・御用人・御側迄御広敷江罷出申上候得とも、右以下之面々江も同様之事ニ付、向後者大奥御広座敷江罷出、詰合之御年寄・両御附一人ツ、呼出可申上事

但御家老・御中老・御傅役者、御前様江御目見も有之節不及其儀事

右之通向後被仰付候得者、重キ御役儀之所も相立宜被為思召候事

右之通被仰出候得者、両殿様江都而御用人御使相勤候節、且又朔望之御祝儀申上候儀、御書付ニ不相見候故追而相伺候処、是又於御広敷御年寄迄何れも申上候筈相極

(但書中略)

一御前様都而御出之節、御家老中初御役人共迄御守殿御玄関江罷出候得共、向後ハ右之面々不及罷出候、併御用人ハ御忍ひ御出之節たりとも一人ツ、罷出可申旨、尤其外者不及罷出候

メ

一御役人共御用取計之儀者、是迄之通御用人之儀者御錠口ひらき候故、メりのためニ罷出候儀ニ候間、御役人共御用有之、御錠口ひらき候たん奥之番相達候筈ニ候間、其節一人罷出可申事

(中略)

メ

金津奉行／町奉行／御預所元メ役／御奉行／

御預所郡奉行／郡奉行／御目付／江戸御間番

右之面々江戸・御国共御目見并不時御人私御用ニ付御前江罷出候節者、表御錠口御杉戸明キ罷通候事

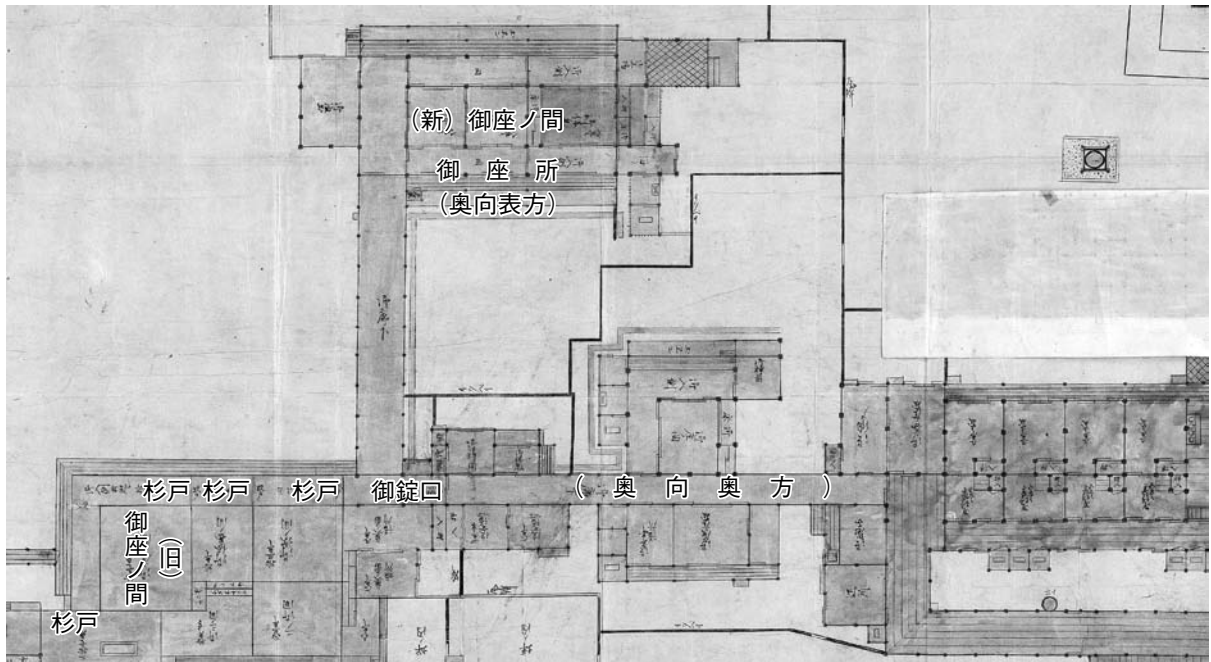
但平日何茂罷通候御廊下通ハ表御役人不罷通様、右之通ニ而前格之通ニ候事

一右罷出候節者表御錠口御杉戸内ニ詰合之御用人、御側之内一人相詰候事

右之通江戸・御国共相心得可申候事

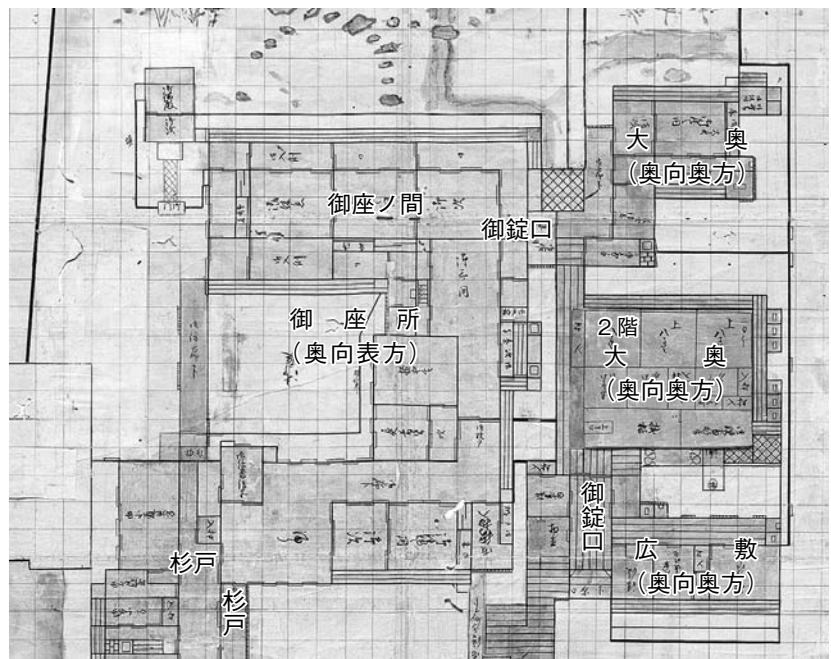
「メ」で区切られたこの定は3つの事項を規定していた。最初の条項は、前述した延宝4年(1676)「奥方へ御機嫌伺定」と同様に正室と重臣との関わり、具体的には正室の住居である「御守殿」への重臣の立入りを制限したものであった。

すなわち、それまで13代重富の正室致姫(紀州徳川宗将娘)が「御守殿御広間」で受けていた家



画像2 福井城本丸の御座所絵図 (天保2年以降) 「御本丸御殿ノ図」松平文庫、A0143-21371

老・中老・傳役・用人・御側らの御機嫌伺等の挨拶は、致姫の御目見がある時を除き、「大奥御広座敷」において「年寄」(老女) およびその御付女中を介して受けることとされた。この「大奥御広座敷」の位置は不明であるが、正室住居とは別の奥方であったと考えられる。また外出の際に「御守殿御玄関」で受けていた家老らの見送りも、用人一人のみが行うことに変更された。



画像3 福井城西三ノ丸の御座所絵図 (弘化4年) 「御座所御絵図」松平文庫、A0143-21379

この定によって、18世紀後半まで残されてきた正室と重臣が奥向奥方で対面する年中儀礼や機嫌伺が制限され形式化することになった⁵⁷⁾。そして儀礼において両者を仲介する新たな役割を、成立しつつあった奥向女中組織の頂点にある年寄が担うことになったのである。

しかしながら、その一方でこの定が出された安永期 (1772~81) 以降でも、家老ら重臣の「大奥御広座敷」への儀礼時の立入りは可能であったことに留意する必要がある。

さらに二つめと三つめの条項では、表向と奥向表方との間の「御錠口」の開閉について用人が管理

すべきこととし、金津奉行・町奉行・郡奉行などの民政向の役人や江戸御聞番などが奥向表方の藩主の元に参上する際には、江戸・国元共に必ず「表御錠口杉戸」を開けて通ることが明文化された。

ここで注目したいのは、藩主の日常生活の場であり重臣・側近との執務の場である御座所が、御錠口（ここでは「表御錠口」）の内側にあったことである。その意味で「將軍の御座之間（常の御座所）のある奥（中奥）の本質は奥向であり、奥向（奥御殿）の表方として理解すべき」⁵⁸⁾とする福田千鶴の指摘は的確である。福井藩では安永期（1772～81）に「表御錠口」の運用を定め、奥向表方の藩主の御座所を法的に位置づけたといえよう。

ただこの「表御錠口杉戸」は、齊承の御座所が完成した天保2年（1831）以降の図とされる福井城の「御本丸御殿ノ図」（**画像2**）では「杉戸」とのみ表記され、御錠口とは記されていない。この点では弘化4年（1847）の慶永の福井城西三ノ丸御座所の絵図（**画像3**）も同様であり、さらに二つの絵図ともに、「杉戸」の横には「錠前番」部屋のような監視所は設けられていない⁵⁹⁾。「表御錠口」は、近世後期には御錠口としての意味付けを失なうのだろうか。

そうではなかったことが、側向頭取の日記からわかる。「表御錠口」の記述は、齊承代（1826～35）では在国時（福井城本丸）、在府時（常盤橋上屋敷）いずれにも登場する⁶⁰⁾。たとえば、文政12年5月17日の条では、「一、八時過〆表御メ切姫君様被為入候、但、表御錠口并御廊下口、御小道具役所前口都合三ヶ所御メリ付候事／姫君様〆蕎麦切 二重 被進之」とあり、表御錠口ほかの入り口を締切り（「表御メ切」）にして、奥向表方にある齊承の御座所に正室浅姫が入り、齊承に蕎麦を進上していた。

慶永代（1838～58）でも、慶応元年（1865）5月に菩提寺孝顕寺の方丈が御座所（福井城三ノ丸）へ入って回向を行った際には、「其節表御錠口〆敬左衛門致案内候」とあり、外部からの訪問者は「表御錠口」を通していた。また慶応4年5月に京都岡崎屋敷に滞在していた際にも、「表御錠口」が設けられていたことがわかる⁶¹⁾。

このように「表御錠口」は、重い杉戸で仕切られていたものの絵図で確認する限り錠前番などが常時出入りを監視する詰所は置かれておらず、見張りをつけた管理はなされなかったと推測されるが、安永期に法的に位置づけられた「表御錠口」の設置と運用は、幕末まで継続したことは間違いない。

「表御錠口」を締切りにして、奥向奥方にいる正室や奥向女中が奥向表方の藩主の御座所に入る「表御メ切」の事例とその意味については、稿を改めて検討したい。

まとめにかえて

福井藩法では、奥向に関して単独で定めたものは少なく、その中で延宝4年（1676）「奥方へ御機嫌伺定」、安永8年（1779）「御守殿・御錠口扱方定」は、それまでの正室と家臣との儀礼的関わりを次第に制限し、重臣であっても正室との対面の機会を限定し形式化するものだった。その中で18世紀後半には儀礼において両者を仲介する新たな役割を、成立しつつあった奥向女中組織の頂点にあった年寄が担うようになったことを明らかにした。

奥向女中については、宝暦期（1751～64）頃から藩主付女中を「広敷女中」と称し、正室付女中については、「奥向女中」「大奥女中」の呼称が併用されながら、慶永の婚姻が済んだ嘉永3年（1850）

「大奥服柄定」から藩主付女中と正室付女中をあわせて「大奥女中」と総称するようになった。

藩主付の「広敷女中」を管理する体制は、明和・安永期（1764～81）に広敷用人のもとに形作られた。さらに天明7年（1787）頃には幕末まで奥向女中職制の基本となる年寄、若年寄、中臈、御錠口、表使、右筆、御次、呉服之間・御三之間・使番・末頭・中居・御末という職制がおおよそ整っていた。

寛延2年（1749）、幼年の重昌の襲封は、将軍家大奥への「女使」が開始される契機となったが、この時期は厳しく具体的な儉約令が奥向にも及んでいった時期であった。

また福井藩では少なくとも正徳期（1711～16）には正室の住居を「御守殿」と称し、この呼称は18世紀を通して用いられた。

安永期（1772～81）に法的に明文化された表向と奥向表方の境界「表御錠口」は、幕末まで継続して置かれ、運用されていた。しかし、その管理・運用の実態については、奥方の二つの御錠口（奥向表方との間、広敷向との間）を含めて江戸屋敷と福井城それぞれにおいて時代を通して検討する必要がある。あわせて安永8年以降でも儀礼時において重臣の奥方への立入りは可能であり、同年の定書にみられる正室の御忍びでの外出、天明7年（1787）の規定にみられる奥向女中の野廻りへの同行、文化元年（1804）の儉約令にみられる家臣子供の大奥へ立入りなどとあわせ、奥向奥方への出入りの実態は今後も検討する必要がある。

これまで述べてきたように近世中期の福井藩松平家の奥向は、幕府大奥や一橋家大奥の影響を受けながらも、幕末のあり様を遡及するかたちではけっして捉えられない個性的な様相を示していた。ここでは『福井市史』資料編6の藩法集に依拠して近世中期の奥向を概観したが、同時代の資料における検証はほとんどできていない。19世紀に入ってから15代斉承以降の奥向の検討とともに、引き続き福井藩松平家の奥向の実態と変容を実証的に考察することが今後の課題である。

〔付記〕本稿の作成にあたり、本川幹男氏、長野栄俊氏に御教示をいただいた。

注

- 1) 畑尚子は、松平文庫の「大奥女中分限帳」など大奥と付された数点の資料の存在と、斉承の福井城本丸御殿大奥御座所の一部を移築した瑞源寺（福井市）の建具の墨書から、福井藩松平家でも大奥という呼称を用いていたとした（畑尚子『徳川政権下の大奥と奥女中』2009年、p.21・p.111）。
- 2) 文政12年（1829）3月の江戸大火によって霊岸島中屋敷と浅姫の「御住居」が類焼した。江戸城本丸に避難していた浅姫は、同年4月21日に常盤橋上屋敷の仮住居へ帰輿したが、その際の仮住居見分のようなすを記している（『家譜』162、越葵文庫、A0150-01170）。
- 3) 江戸城広敷向に勤務する男性役人の最初の勤務規定である奥方法度（元和4年（1618））では「奥方」と呼ばれていた（福田千鶴『女と男の大奥—大奥法度を読み解く』2021年、pp.40-41）。「柳営日記」の寛文10年（1670）8月3日・4日の条で「奥方」と「大奥」が併用され始めたとされる（松尾美恵子「大奥の呼称と変化」『徳川「大奥」事典』2015年、p.8）。
- 4) 注1)の畑尚子以外では、『福井市史』資料編5（1990年）の広敷役人・奥向女中起請文の解題（pp.911-912）が、「松平斉承給帳」をもとに広敷向・奥向の職制を紹介し、起請文前書の概要、署名にみる奥向女中の職階ごとの名前の特徴を論じている。

また『福井市史』通史編2（2008年）では、「中奥と大奥」の小見出しを設け、それまで『福井県史』等におい

て建築史以外で全く言及がなかった「中奥」「大奥」をはじめ取り上げたが、近世後期の藩職制を前提としており、その変容あるいは展開を実証的に検討するものではなかった。

なお福井藩において「中奥」が法的に位置づけられるのは、明治2年(1869)9月に家政を統括する「家扶」「家従頭」等の職制が定められ、年末12月28日に春嶽付女中を「中奥」と称して「家従頭」(男性役人)が管轄し、勇姫付女中を「大奥」とし「裏取締」が取りしきるとされた時点である(福井県文書館資料叢書7『越前松平家家譜』慶永4、2010年、p.86・p.97)。

5) 鈴木準道著・舟沢茂樹校訂『福井藩史事典』1977年。

6) 福井県立図書館・郷土誌懇談会共編『片聳記・続片聳記 上』(1955年)によれば、寛文11年(1671)5代光通の給帳で局が置かれていたことがわかり、7代綱昌の延宝7年(1679)給帳では、「麻生御前様」(光通娘で佐賀藩鍋島綱茂正室、布与姫)付女中44名がいた(人数のみ判明)。同じ綱昌の貞享3年(1686年)春改めの給帳では、上臈、局、介添、中臈ほか、比丘尼1名を含む32名の正室付女中の名前・切米(給金)が知られる。同給帳には、「麻布御前様方」として布与姫付の上臈・局・小上臈ら39名の名前と切米が記載されている。その年6月の「貞享の半知」の際には江戸詰奥女中6名、「姫様付」7名、在国の女中1名、比丘尼5名が召し放たれた(「貞享三寅年御家中未々迄被減覚」『福井市史』資料編4、1988年、pp.257-277)。「貞享の半知」は、綱昌が將軍綱吉によって改易となり領知47万石余を没収され、養父昌親(のちの吉品)に新たに越前のうち25万石を再封せられた事件である。

なお職制や人数は不明であるが、8代吉品代(1686~1710)では、清照院(綱昌正室)付、明姫(綱昌娘)付、浄照院付の女中があわせて切米195石、228人扶持にのぼったことがわかる(「探源院様御再勤後給帳」『福井市史』資料編4、1988年、pp.277-293)。

7) 天保初年のものとされる「松平齊承給帳」は、比丘尼、藩主齊承、若殿、浅姫(徳川家斉娘・正室)、謹姫(妹)、箏姫、貞照院(齊承母)付の奥向女中175名を掲載し、その切米(給金)・諸手当等が記された詳細なものである。この給帳では、これ以外に浅姫「御住居」付用人2名、同御用達2名、医師1名、添番格侍3名、侍並2名に「合力銀」が出されている(「齊承給帳」『福井市史』資料編4、1988年、pp.377-384)。

茂昭給帳としては「福井藩職員録」がある(松平文庫、A0143-01322)。なお慶永の「給帳」(嘉永5年)には、「勇姫殿附役」の役人2名が掲載されているのみである(2名には合力銀が支出、『福井県史』資料編3、1982年、p.152)。

8) 福井県文書館寄託の松平文庫における奥向関係資料は、「大奥女中分限帳」や広敷諸役人と奥向女中の起請文15点、他に勇姫の福井引移りに関連した「奥向諸記録」(袋入り5冊・2枚)、「安姫様御行列帳」、親類書や書状類等である。

9) 「性差の日本史」展示プロジェクト編『新書版 性差〈ジェンダー〉の日本史』2021年、p.111。

10) 福井藩の「家譜」は、初代結城秀康から最後の藩主茂昭にわたって福井藩松平家が編纂した歴史書である。系図的性格の強い一般的な「家譜」とは異なり、幕命や藩法、藩政や家政全般にわたる書状等の資料も引用されている。これらの「家譜」「世譜」、下書等の諸本については、長野栄俊「越前松平家の家史編纂について―「家譜」「世譜」の史料解題」福井県文書館資料叢書8『越前松平家家譜』慶永5、2011年参照。

11) ただ「命令之部」「御触之部」(松平文庫)の2資料については、「大部であるという理由」で資料編の選択対象から外されており、これについては今後検索・補足する必要がある。

12) 幕府の奥方法度は、壁書として示された元和4年(1618)をはじめとして、元和9年、万治2年(1659)、貞享元年(1684)、享保元年(1716)、享保6年に出され、その後も数度再令された。女中法度については、寛文10年(1670)、元禄12年(1699)、正徳2年(1712)、享保6年に出されている(前掲注3)福田千鶴『女と男の大奥』)。

13) 起請文は、広敷役人では広敷用達、同添役、同勘定役(書役兼役)、同徒、書物役、出居番、錠前番、同小人、仕丁、同小使について10点、女中では、表使、御次・右筆・呉服之間、三之間、使番・中居・半下、乳持について5点が確認できる。なお「書物役」起請文は、浅姫の住居である「御住居」の御付用人の下に置かれたもので、前書と神文のみで、署名を欠いているため実際に使われたかどうかはわからない。

- 14) 国元からの使者、正室「里付」藤田加左衛門が呼んだ者を除く。
- 15) 「年寄中」は、「年寄衆」である永見志摩、狛木工允、稲葉采女、本多左兵衛を指す（「越前少将綱昌御給帳」大塩八幡宮文書 E0048-00164-005）。
- 16) 福井藩では貞享3年（1686）の「貞享の半知」まではすべての給人が地方知行であったが、これ以降では550石以下の約230人は代官の指示に従って給禄米を受け取る「蔵出」となったが、600石以上の30人は地方知行にとどまった。
- 17) 元禄7年（1694）から嘉永元年（1848）までの154年間で借米が免除された年はわずか3年間という常態化の様相については、『福井市史』通史編2、2008年（pp.556-559）による。
- 18) 『福井市史』資料編6 4上、1997年、pp.483-484。
- 19) 福井県文書館資料叢書11『福井藩士履歴』3、2015年、p.152。
- 20) 『福井市史』資料編6 4上、pp.511-512。
- 21) 深井雅海「広敷向の構造」『徳川「大奥」事典』2015年、p.24。
- 22) 福田千鶴によれば、鳥取藩池田家では、安政4年（1857）に江戸藩邸における藩主の「御広敷御居間」を「御奥御休息」と改め、藩主付女中はすべて正室付となった。さらに正室が鳥取城に移った元治元年（1864）には、国元でも「奥向の事一切御前様御広式一手」となったという。ここでは池田家では奥方を「広式（敷）」と称していたことが示されている（『近世武家社会の奥向構造－江戸城・大名武家屋敷の女性と職制－』2018年、pp.310-311、pp.344-345）。
- 23) 広島藩主浅野長勲（1842～1937）の明治期の回想から、奥向（奥御殿）の奥方を「広敷」と呼んでいたことがわかる。なお、浅野長勲と養父長訓には回想時に正室はいなかった（福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』pp.342-344）。
- 24) 大塚英二は、尾張藩の元禄7年から11年頃の資料に基づいて、奥向の女中が「広敷女中」と呼ばれ、奥に戻ることを「広敷へ罷帰」と表現していたことから、この時期の尾張藩では、「御広敷＝奥と考えざるをえない」とした（「光友夫人死去に伴う公儀付人の召返しについて」『徳川林政史研究所研究紀要』27、1993年）。
- 25) 表2には含まれていないが、下記の天保15年（1844）の借米についての達書は、現在のところ確認できる「広敷（舗）女中」のもっとも遅い用例である。

御勝手向必至御差支二而被成方茂無之二付無扨御家中半減御借米被仰出候、依之御広舗女中御宛行之内四ヶ年御借被成候

但、割方之儀者去ル丑年之通上納之事（「大奥女中分限帳」松平文庫、A0143-01332）
- 26) 前掲注25)「大奥女中分限帳」。弘化4年（1847）に翌年からの借米の年限明けを報じた達書でも「広敷女中」は用いられず「大奥女中御宛行」とされている。
- 27) 『福井市史』資料編6 4上、p.555。
- 28) 「諸役年表十二 大奥向御附」、松平文庫、A0143-01128。
- 29) 前掲注5)『福井藩史事典』p.34。
- 30) 河崎三郎助および中根九右衛門の安永9年（1780）5月27日付の履歴による（福井県文書館資料叢書10『福井藩士履歴』2、2014年、p.198、同12『福井藩士履歴』4、2016年、p.180）。ただし、安永9年「諸向厳重儉約締方達」では、7月10日付であるが旧称の「広敷御用役」のままである。
- 31) 注6) 参照。
- 32) 石田俊『近世公武の奥向構造』2021年、pp.204-209。石田は、ほぼ同時期における老女（年寄）を筆頭とする職制への移行は、萩藩、鳥取藩、久保田藩でも推定できるとする（石田俊「近世前・中期萩藩毛利家における「裏」の構造と老女制の成立」『山口大学文学会志』71、2021年）。
- 33) 『福井市史』資料編6 4上、p.690。
- 34) 「幕儀参考稿本」『松平春嶽全集』1、1973年（1939年の復刻版）、p.495。
- 35) 前掲注5)『福井藩史事典』p.37。
- 36) 柳谷慶子「大名家「女使」の任務－仙台藩伊達家を中心に－」『女性官僚の歴史』2013年、p.108・p.110。伊達家

- の「女使」は振姫没（1659年）後にいったん途絶えたが、延宝6年（1678）以降再開し、幕末まで継続したとされる。
- 37) 近衛家は、徳川家宣の正室熙子の実家にあたる。亀姫は宝永2年（1705）の婚礼後間もなく死去するが、その後も近衛家との縁組が計画され、正徳2年（1712）に4代島津吉貴の娘満姫と近衛家久との婚姻が実現した（松崎瑠美「近世前期から中期における薩摩藩島津家の女性と奥向」『歴史』110、2008年4月）。
- 38) 福田千鶴は、将軍家大奥と交際できる大名家を「徳川三家・三卿の当主とその本妻（「御簾中）」、将軍の息子和その本妻、将軍の娘（「姫君」）や孫等、将軍家と縁戚関係を持つ個人等、将軍家と親族関係にある大名家」と整理している（前掲注22）『近世武家社会の奥向構造』pp.181-182）。
- 39) 『福井県史』通史編4、1996年、pp.65-66、永井博「福井藩主松平宗矩の家格昇進運動—一橋小五郎の養子をめぐって—」『茨城県立歴史館報』32、2003年。
- 40) 「家譜」57、寛延元年4月15日条、越葵文庫、A0150-01065。
- 41) 吉宗が死去する寛延4年（1751）までは、本丸・西の丸大奥へ、その後は本丸へ登城しているが、どこまで入ったから記されていない。
- 42) 前掲注3）福田千鶴『女と男の大奥』pp.164-165。
- 43) 「家譜」58、寛延2年12月15日条、越葵文庫、A0150-01066。
- 44) 「家譜」57、寛保3年12月21日条、越葵文庫、A0150-01065。
- 45) 松平慶永は、「真雪草紙」において、奥向の職制等に限らず重富代について「隆徳公一橋家御養子ニ被為入候後、俄ニ公儀ノ風ト相成、家老・側用人〔元／中老〕、奏者を用人とし、小姓・近習番等ノ如キ、皆一橋家之例ニ照準シテ、役名大ニ変革ニ至れり」と老軍師の井原源兵衛から聞いた話を書き記した。奥向についても「又奥女中年寄、若年寄、中臈、次、三の間、表使、使番、末頭、仲居、末等の名称も改メらるゝ。夫迄ハ小々姓あり、納戸といふあり、皆改称せられ、今日の事万端一橋家の風を学ふ御様子也。右ゆへに以前の質朴儉素ハ、追々ニ消却して、公儀風の奢侈ニなり、女中などの髪もかはりたるかと覚ゆ」とした（『松平春嶽全集』1、1973年（1939年の復刻版）、p.23・p.84）。
- 46) 前掲注25)「大奥女中分限帳」。
- 47) 前掲注25)「大奥女中分限帳」。
- 48) 前掲注7)「福井藩職員録」。
- 49) 福田千鶴は、奥向女中をその役務によって「役女系列」「側系列」「下女系列」に大別している（前掲注22）『近世武家社会の奥向構造』p.311）。
- 50) 「家譜」安永8年10月30日の条。『福井市史』資料編6 4上、pp.628-629。
- 51) 用人嶋田清左衛門への達書。『福井市史』資料編6 4下、1999年、p.161。
- 52) 『日本国語大辞典』8、1974年、p.165。
- 53) 前掲注1)『徳川政権下の大奥と奥女中』p.77。
- 54) さらに元文4年3月11日の条では「初姫様御守殿御修復出来ニ付、靈巖島御屋敷御引移被成」とある。
- 55) たとえば、「秀康様御在世中」の江戸参府の慣例に言及した部分では、江戸城に登城した際に「秀康様ニ茂御玄関迄御駕ニ被為召、秀忠様御会釈ニ而御先江被為入、夫於大奥御饗応有之」と記されている（「家譜」1巻末の「秀康様御在世中」、A0150-01009）。前述のように近世前期の江戸城奥向は「奥」「奥方」と呼ばれることが多く、結城秀康の存命した時期（1574～1607）に「大奥」と称されていたとは考えにくい。この部分と享保3年（1718）成立の「家譜」草案とを照合してみると、この饗応の場所は「於御奥」とされていることから「於大奥」は後年の改変であったことがわかる（「御家譜御下書之草案」松平文庫、A0143-01513）。
- 56) 白根孝胤「尾張徳川家」『徳川「大奥」事典』2015年、p.318。
- 57) 長野ひろ子は、「「奥」の分離化・特殊化の動きは、幕藩制国家の成立・展開に伴ってより徹底化される傾向」にあり、将軍・大名の妻娘は儀礼的側面を中心に政治的役割を担っていたことを指摘した（『日本近世ジェンダー論—「家」経営体・身分・国家—』2003年、pp.220-222）。
- 58) 前掲注3）福田千鶴『女と男の大奥』、p.11。

- 59) もっとも**画像 2・3** (福井城) では、藩主御座所 (奥向表方) と奥向奥方との間の御錠口にも監視所は描かれておらず、広敷と奥向奥方との間の御錠口にのみ「錠前番」の部屋が描かれている。これに対して幕末の「江戸常盤橋邸表奥ノ図」(松平文庫 A0143-21410) には、藩主御座所 (奥向表方) と奥向奥方の御錠口にも「御錠口詰所」が描かれている。
- 60) 齊承の「少傅日録抄」における「表御錠口」の記述は、たとえば文政12年 (1829) の在府時では5月17日、6月27日、9月3日、9月9日に見られる。
- 61) 「御用日記」慶応元年5月21日の条、同4年5月30日の条。このうち慶応4年では岡崎屋敷を訪れた池田章政と戸田忠至が退出する際に慶永 (春嶽) が「御廊下御喰違 [表御錠口/界] 迄御見送被遊」とある (松平文庫 A0143-00520・00526)。いずれも福井県文書館「御側向頭取御用日記 データセット」による。<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/05/2018goyounikki.html> [2021.12.17閲覧]